

公立保育園等午睡チェックシステム借上げ仕様書

1. 業務名 公立保育園等午睡チェックシステム借上げ

2. 機器内容

(1) 乳幼児用体動センサー一式

一式に含まれるもの：センサー本体、本体カバー、電池または充電ケーブル

(2) タブレット一式

一式に含まれるもの：タブレット本体、充電ケーブル

3. 納入場所及び予定数量

(1)

保育園名	住所	電話番号	令和7年度 最大見込み利用台数		令和8年～令和11年 最大見込み利用台数	
			センサー	タブレット	センサー	タブレット
国府第一	井ノ口町 6-42	43-2626	6	1	6	1
国府第二	府中町五丁目 6-33	44-7722	6	1	6	1
和泉	伯太町二丁目 5-16	41-5811	6	1	12	2
芦部	芦部町 250	41-1297	6	1		
北池田	池田下町 1984-1	55-0569	6	1	6	1
緑ヶ丘	緑ヶ丘三丁目 1-12	54-2500	6	1	6	1
北松尾	いぶき野二丁目 27-1	54-0438	12	2	12	2
くすのき	王子町二丁目 8-25	44-9170	6	1	6	1
合計			54	9	54	9

芦部保育園は令和7年度末で廃園となる予定。

- (2) 数については月の最大見込み利用台数とする。月によって利用台数が最大見込み利用台数に達しない場合あり。また、月により利用台数が増減する可能性あり。

利用台数の増減があっても原則として単価の変更はしないものとする。増減した場合の金額は（様式第7号）の1台あたりの金額とする。

- (3) 納品の期日、場所及び数量についてはこども未来室が指示するものとする。

- (4) 数量の変動によりセンサー、タブレットを使用する施設は限定しないものとする。

4. システム利用期間

- (1) 本業務の利用期間は令和7年8月1日から令和11年12月31日までとする。

ただし、令和7年8月1日からの稼働を円滑に行うため、契約締結後から令和7年7月31日までにシステム稼働ができる環境を整えること。

5. 機器の仕様

(1) 午睡チェック体動センサー（本体）

- ①乳幼児の衣服に取り付け可能なセンサーであり、体に絡まる恐れのあるコード類がないこと。
- ②センサーは、誤飲による窒息死の可能性がない大きさであり、誤飲されにくい設計がなされていること（一般社団法人日本家族計画協会、誤飲チェッカーの基準を参照）。
- ③安全機能として、使い切り乾電池又は蓄電池の残量を専用アプリ上で確認できる機能を有すること。
- ④乳幼児の午睡中の体勢の変化やうつ伏せ寝の有無を検知し、その結果をタブレット等の端末により確認できること。体動の停止やうつ伏せ寝状態になった場合には、警告を発することで保育者が確認できること。
- ⑤一般医療機器（クラス1）（高度管理医療機器及び管理医療機器以外の医療機器であり、副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与える恐れがないものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて指定するものをいう。（薬機法第2条第7項））であること。
- ⑥納入日時時点でリコールの出ていない機種とすること。
- ⑦保証期間3年以上の機器であること。
- ⑧保証期間中に利用者の責に帰すべき事由を除く不具合が発生した際には、受注者は速やかに代替品と交換すること。
- ⑨利用者の責に帰すべき事由（故意又は過失による破損等の故障や、紛失・盗難等）に基づき、機器の使用ができない状況になった場合には、補修又は新しい機器への交換は発注者の負担にて行う。
- ⑩履行期間内に機器の保証期間が過ぎた場合は、更新に係る費用も含めること。

(2) タブレット機器

- ①タブレット本体の仕様はセンサーが9台以上接続可能なものとする。
- ②午睡チェック体動センサーに対応する、専用のタブレットを各施設に1台ずつ貸与し、必要な初期設定を行うこと。
- ③午睡チェックセンサーを付けた保育室内の乳幼児について、午睡中の体勢の変化やうつ伏せ寝の有無を検知し、一定時間おきに身体の向きを自動記録すること。
- ④体動の停止やうつ伏せ寝状態になった場合には、警告を発することで保育者が確認できること。
- ⑤乳幼児ごとに記録されたデータを紙で印刷することが可能であること。
- ⑥契約期間中に利用者の責に帰すべき事由を除く不具合が発生した際には、受注者は速やかに代替品と交換すること。
- ⑦利用者の責に帰すべき事由（故意又は過失による破損等の故障や、紛失・盗難等）に基づき、機器の使用ができない状況になった場合には、補修又は新しい機器への交換は発注者の負担にて行う。

(3) 機器の保安等

- ①タブレット及びセンサーの故障や誤動作等への対応は速やかに行うこと。

(4) システム導入作業

- ①各施設には、取扱い方法について十分に説明するとともに、操作マニュアルを渡すこと。
- ②操作マニュアルは、紙媒体及び電子データ一式を各施設へ納品すること。
- ③操作マニュアルは、できるだけ専門用語を使わず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャーを用いて分かりやすい説明とすること。
- ④機能の修正などがあつた場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(5) 運用保守

① 運用時間

- ・通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止期間が必要となる場合には、事前に発注者に申し入れすること。

② ヘルプサポート

- ・各施設及びこども未来室からの問い合わせに対応すること。
- ・固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、対応すること。
また電子メールによる問い合わせにも各施設の開園時間中（日曜、祝日及び年末年始を除く、平日・土曜日の午前 7 時から午後 7 時まで）は対応すること。

③ 障害対応

- ・障害発生時の連絡体制及び対応フォロー等をあらかじめ定めること。
- ・各施設の施設長には、機器に障害が発生した場合の対処方法を説明するとともに、問い合わせする際の連絡先等を明記した書面と渡すこと。
- ・障害が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、早期復旧を図ること。
- ・各施設から取り扱いや障害発生との連絡があつた場合は、速やかに対応すること。
- ・契約期間中は管理するデータが消失することないように、バックアップデータを保存し、必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

④ システム保守

- ・システム保守等のために運用停止時間が必要な場合は、前もって発注者へ通知すること。
- ・クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- ・国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。
- ・バージョンアップやメンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

⑤ アクセス監視

- ・アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに発注者に報告し、必要があればアクセスログを開示すること。

⑥ その他

- ・各施設で製品を使用しなくなった場合には、各施設からの申し出により無償で製品を回収すること。

6. 個人情報の取り扱い

- (1) 受注者は個人情報を取扱う事業者として、個人情報の保護及び秘密厳守に努め、業務上知り得た情報については、これを第三者に知らせてはならず、利用者等が個人情報を提供した目的以外に利用してはならない。

- (2) 和泉市情報セキュリティポリシーを遵守し、セキュリティ管理の体制を構築し、情報セキュリティの維持管理と向上に努めること。

7. 支払方法

- (1) 借上げに係る月額費用は、履行した翌月に支払請求書の提出を受けて 30 日以内に支払うものとする。

8. その他

- (1) 上記製品の入札には、納入場所への運搬費を含むものとする。
- (2) 上記製品の納入の期日については事前に各施設長と打ち合わせを行い、納入時に職員へ使用方法の説明を含むものとする。 また、納品時以外に集合型の研修を行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が双方協議の上、これを定めるものとする。
- (4) 天災その他、受注者の責めに帰することができない事由により業務を実施することができなくなった際は、その状況の止むまでの間、業務委託に関する本契約上の一切を免れるものとする。
この場合において、受注者は、発注者に対してその旨を遅延なく通知するものとする。